

神戸市 農業委員会だより

令和4年度(秋号)

発行：神戸市農業委員会事務局
電話 078-984-0387
FAX 078-984-0388

【第48～49回 月例総会 結果報告】

◆現地調査を実施

会議に上程する案件を審議するため、農業委員と事務局職員で8月17日、9月15日に現地調査を行い、今後周辺農地に与える影響について話し合いました。



◆審議・決定結果概要

月例総会の結果は以下のとおりです。

(総会開催日：【48回】8/30【49回】9/29)

		件数	
		48回	49回
農地の権利移動(法3条)	所有権移転	3	3
農地の権利移動(相続等、許可不要)(法3条の3)		6	7
権利移動を伴わない転用(法4条)	市街化区域	2	4
	調整区域	1	4
権利移動を伴う転用(法5条)	市街化区域	3	6
	調整区域	4	4
賃借権の解約(法18条)		1	2
利用権の設定		9	12

★新規就農者のご紹介★

8月から9月で新たに新規就農された方は次のとおりです。地元農家の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

新規就農者	年齢	就農地
山口 祐基 (明石市西新町)	30代	岩岡町岩岡
栗山 博史 (北区鹿の子台南町)	30代	神出町宝勢
木内 知恵 (明石市貴崎)	40代	平野町中津

～農地の利用状況調査について～

平成22年度より、農地法に基づき毎年実施しています「農地の利用状況調査」(農地パトロール)を今年度も行います。

12月上旬から中旬にかけて、農業委員会が地域を巡回し、農地の利用状況を調査します。

調査後は、遊休農地に対して農地への復元を促すなど解消を図っていきます。

調査の際には、農地の中にやむなく立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



農政施策に関して市長と意見を交わしました！

農業委員会では、従来から、農政施策に関する課題を踏まえた意見を取りまとめ、市長に提出してきました。

今年度は、新たな試みとして、各町の委員が町の特色や今後の農業への思いを動画に記録し、9月13日に前中神戸市農業委員会会長はじめ4名の役員が久元神戸市長を訪ね、作成した動画の視聴と意見交換を行いました。

意見交換では、予算措置や農業に関するPR、スマート農業、鳥獣対策などについて予定の時間を超過して幅広い議論が交わされました。

引き続き農業者の思いが市政に反映されるよう活動を行ってまいります。



農地集約をすすめる「地域計画」を策定しましょう (vol.2)

「地域計画」策定について、農林水産省による、関係者向け全国説明会が実施されました。その時の説明資料（概要やQ&A）がホームページで公開されましたのでお知らせします。

今後のスケジュールについては、令和5年4月から2年間かけて、順次、集落や里づくり協議会などの単位で協議の場を設定し、話し合いによる策定作業を進めていきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

農林水産省 人・農地プランから地域計画へ

検索



↑農林水産省
ホームページ

利用権設定の更新時期です！（お知らせ）

～利用権設定とは～

利用権設定等事業とは、農業経営基盤強化促進法に基づく事業で、農地の貸し借り等の推進を目的としたものです。この事業の対象農地は市内の市街化調整区域の農地に限られますが、手続きされた農地については、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移動が行われることとなります。

～利用権設定による農地の貸し借りの特長～

- 1、農地の貸し借りは、契約期間が満了すると自動的に終了します。
- 2、期間満了時の離作料は不要です。
- 3、期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知されます。
- 4、期間満了後も利用権の再設定により継続して貸借できます。
- 5、相続税納税猶予の適用農地も貸すことが可能です。

～新たな農地の貸し借りについて～

新規に農地の貸し借りを希望される農家の方につきましては、農業委員会事務局および農業振興センター窓口にて、随時、ご相談等に対応しております。

利用権設定に関するお問い合わせは、
農業委員会事務局まで
TEL 078 (984) - 0387

～更新手続きについて～

利用権設定の期間満了が近づくと、農業委員会から更新手続きのための案内を貸し手と借り手の両者に送付しています。

〈北区の農地〉

北区については、12月を利用権の終期としています。令和4年12月31日に終期を迎えられる貸手・借手の農家の方々につきましては、現在、郵送により更新手続きの受付を行っています。お手元に案内と申請関係書類が届いた方は、更新内容を記載の上、早めに農業委員会までご返信下さいますようお願い申し上げます。

〈西区の農地〉

西区では、3月を利用権の終期としています。令和5年3月31日に終期を迎えられる貸手・借手の農家の方々には10月から11月頃に更新の案内と申請関係書類を郵送させていただく予定です。

提出期日までのご返信にご協力お願いいたします。



【神戸市農業委員会の今後の活動（予定）】

- 第51回 月例総会 11月29日（火）午後2時から（三宮ビル東館）
- 第52回 月例総会 12月23日（金）午後2時から（三宮ビル東館）
- 運営委員会 1月27日（金）午後2時から（三宮ビル東館）
- 第53回 月例総会 / 第13回 推進委員会 / 第7回 定期総会
1月31日（火）午後2時から（場所未定）

会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。

